

兵庫県公報

平成20年1月22日 火曜日 第1946号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	3
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	4
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○同 上（同）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	6
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	7
○景観形成地区の指定の案の縦覧（まちづくり課）	8
○景観形成基準の案の縦覧（同）	9
○道路の位置指定（建築指導課）	9
公 告	
○税務職員身分証票無効公告（税務課）	9
○喜瀬川水系河川整備計画の策定（河川計画課）	10
○瀬戸川水系河川整備計画の策定（同）	10
教育委員会告示	
○技能教育のための施設の名称等の変更	10
労働委員会公告	
○審査の期間の目標及び審査の実施状況	11

告 示

兵庫県告示第48号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名 称	水守外科
所 在 地	神戸市須磨区神の谷7丁目1番1号
認 定 年 月 日	平成20年1月10日
認定の有効期限	平成23年1月9日

- 2 名称 医療法人社団董会 北須磨病院
所在地 神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1
認定年月日 平成20年1月19日
認定の有効期限 平成23年1月18日
- 3 名称 新須磨病院
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号
認定年月日 平成20年1月10日
認定の有効期限 平成23年1月9日
- 4 名称 洲本伊月病院
所在地 洲本市桑間428番地
認定年月日 平成19年9月10日
認定の有効期限 平成22年9月9日
- 5 名称 三木市立三木市民病院
所在地 三木市加佐58番地の1
認定年月日 平成19年12月26日
認定の有効期限 平成22年12月25日
- 6 名称 復井診療所
所在地 小野市復井町916-11
認定年月日 平成19年12月25日
認定の有効期限 平成22年12月24日
- 7 名称 翠鳳第一病院
所在地 南あわじ市広田広田字畑田134番地1
認定年月日 平成19年7月1日
認定の有効期限 平成22年6月30日

~~~~~

兵庫県告示第49号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

名称 翠鳳第一病院  
所在地 南あわじ市広田広田字畑田134番地1  
撤回年月日 平成19年6月30日

~~~~~

兵庫県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
八千種土地改良区	平成20年1月4日

~~~~~

兵庫県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 町の名称 | 事業名            | 地区名  | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|------|----------------|------|---------------------------|-------|
| 福崎町  | 県単独小規模農地緊急整備事業 | 田口地区 | 平成20年1月22日から<br>同年2月12日まで | 福崎町役場 |

## 兵庫県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 事業名      | 地区名  | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所             |
|------|----------|------|---------------------------|-------------------|
| 西脇市  | 基盤整備促進事業 | 羽安地区 | 平成20年1月22日から<br>同年2月12日まで | 西脇市役所<br>多可郡多可町役場 |

## 兵庫県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市にかかる換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 地区名  | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所             |
|------|------|---------------------------|-------------------|
| 西脇市  | 羽安地区 | 平成20年1月22日から<br>同年2月12日まで | 西脇市役所<br>多可郡多可町役場 |

## 兵庫県告示第54号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年2月28日（木） 午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 姫路市北条1丁目98  
兵庫県姫路総合庁舎201会議室

## 2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

## 3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとするもの又はその従事者

## 4 受講手続

## (1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農林水産部農林水産局林務課及び各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあっては地域振興部農林課）において配布する。

## (2) 提出期間

平成20年2月21日（木）まで。ただし、郵送によるものは、2月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (3) 提出先

住所地を管轄する各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあっては地域振興部農林課）

## (4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること

## 兵庫県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 解除に係る保安林の所在場所

神戸市北区ひよどり台南町3丁目15の2、15の133、15の136

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 兵庫県告示第56号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 作業種類

公共測量（固定資産、道路台帳、都市計画）

## 2 作業期間

平成19年12月25日から平成20年2月28日まで

## 3 作業地域

尼崎市内

## 兵庫県告示第57号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 作業種類

公共測量（1級水準測量）

## 2 作業期間

平成20年1月7日から平成20年3月31日まで

3 作業地域  
西宮市内

兵庫県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月22日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                                                                                                                  |    |                                      |                |     |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------|----------------|-----|
|              | 区間                                                                                                                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                      | 延長<br>(メートル)   | 備考  |
| 県道<br>上郡停車場線 | 赤穂郡上郡町上郡字川向ノ三151番4から<br>同郡同町上郡字町裏1645番94まで                                                                                             | 旧  | 10.0から<br>37.0まで                     | 220.0          |     |
|              |                                                                                                                                        | 新  | 10.0から<br>62.0まで                     | 220.0          |     |
| 県道<br>西新宿上郡線 | 赤穂郡上郡町上郡字川向ノ四181番7から<br>同郡同町上郡字川向ノ三157番1まで<br>赤穂郡上郡町上郡字川向ノ四181番7から<br>同郡同町上郡字川向ノ三154番8まで                                               | 旧  | 5.0から<br>18.0まで                      | 190.0          | 予定地 |
|              |                                                                                                                                        |    | 16.0から<br>17.0まで                     | 197.0          |     |
|              | 赤穂郡上郡町上郡字川向ノ四181番7から<br>同郡同町上郡字川向ノ三157番1まで<br>赤穂郡上郡町上郡字川向ノ四181番7から<br>同郡同町上郡字川向ノ三157番1まで<br>赤穂郡上郡町上郡字川向ノ四181番7から<br>同郡同町上郡字川向ノ三154番8まで | 新  | 5.0から<br>18.0まで                      | 190.0          | 予定地 |
|              |                                                                                                                                        |    | 15.0から<br>47.0まで<br>16.0から<br>17.0まで | 199.0<br>197.0 |     |
| 県道<br>上郡末広線  | 赤穂郡上郡町上郡字町裏1645番94から<br>同郡同町上郡字町家ノ五798番11まで                                                                                            | 旧  | 13.0から<br>25.0まで                     | 45.0           |     |
|              |                                                                                                                                        | 新  | 13.0から<br>61.0まで                     | 45.0           |     |

兵庫県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月22日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 | 道路の区域 |  |  |  |  |
|-------|-------|--|--|--|--|
|-------|-------|--|--|--|--|

| 路線名         | 区間                                            | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|-------------|-----------------------------------------------|----|------------------------------------|--------------|----|
| 県道<br>日影養父線 | 美方郡香美町岡区日影字北畑182番地から<br>同郡同町村岡区日影字ウナガ滝154番地まで | 旧  | 3.0から<br>12.0まで                    | 68.0         |    |
|             |                                               | 新  | 3.0から<br>12.0まで<br>5.0から<br>14.0まで | 68.0<br>78.0 |    |

兵庫県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月22日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                               |    |                 |              |    |
|--------------|-------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>本郷東浜谷線 | 篠山市菅字大谷227番1から<br>同市新荘字泉谷ノ坪1544番2まで | 旧  | 6.0から<br>9.0まで  | 143.0        |    |
|              |                                     | 新  | 9.0から<br>11.0まで | 143.0        |    |

兵庫県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年1月22日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                             |    |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>176号   | 篠山市北野新田字宿坪80番から<br>同市長安寺字門前坪7番1まで | 旧  | 9.0から<br>33.0まで  | 444.0        |    |
|              |                                   | 新  | 15.0から<br>41.0まで | 435.0        |    |

|               |                                        |   |                  |      |
|---------------|----------------------------------------|---|------------------|------|
| 県道<br>長安寺西岡屋線 | 篠山市長安寺字門前坪4番から<br>同 市長安寺字内垣内坪93番1まで    | 旧 | 6.0から<br>10.0まで  | 53.0 |
|               | 篠山市長安寺字内垣内坪152番から<br>同 市長安寺字内垣内坪93番1まで | 新 | 10.0から<br>24.0まで | 32.0 |

兵庫県告示第62号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定区域

| 水系名   | 河川名  | 区 間                                                                   |           |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------|
|       |      | 上 流 端                                                                 | 下 流 端     |
| 加古川水系 | 淡河川  | 左岸 神戸市北区八多町屏風字鳴海（鳴海橋）<br>右岸 同 市同区同 町屏風字下太田                            | 神戸市と三木市の境 |
|       |      | 山陽自動車道交差点                                                             | 志染川合流点    |
| 加古川水系 | 志染川  | 淡河川合流点                                                                | 美囊川合流点    |
| 加古川水系 | 万願寺川 | 轟川の合流点                                                                | 加西市と小野市の境 |
| 加古川水系 | 下里川  | 加西市上野（西上野橋）                                                           | 万願寺川合流点   |
| 高橋川水系 | 高橋川  | 神戸市東灘区森北町5丁目                                                          | 海に至る      |
| 住吉川水系 | 住吉川  | 左岸 神戸市東灘区本山町野寄字吹上<br>右岸 同 市同 区住吉町大谷（大谷橋）                              | 海に至る      |
|       |      | 左岸 神戸市灘区桜ヶ丘町<br>普通河川基の平川の合流点<br>右岸 同 市同区一王山町                          | 海に至る      |
| 都賀川水系 | 都賀川  | 左岸 神戸市灘区篠原中町4丁目<br>2級河川都賀川上流六甲川の合流点<br>右岸 同 市同区篠原中町6丁目<br>2級河川袖谷川の合流点 | 海に至る      |

|         |       |                                                                   |      |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------|------|
| 新湊川水系   | 新湊川   | 左岸 神戸市兵庫区荒田町3丁目<br>2級河川天王谷川の合流点<br>右岸 神戸市兵庫区菊水町1丁目<br>2級河川石井川の合流点 | 海に至る |
| 妙法寺川水系  | 妙法寺川  | 左岸 神戸市須磨区車字多井畑<br>右岸 同 市同 区車字東山田                                  | 海に至る |
| 福田川水系   | 福田川   | 左岸 神戸市垂水区名谷町字北野<br>屋敷<br>右岸 同所<br>2級河川滝ヶ谷川の合流点                    | 海に至る |
| 山田川水系   | 山田川   | 左岸 神戸市垂水区本多間3丁目<br>右岸 同所<br>普通河川三ッ池川の合流点                          | 海に至る |
| 天川水系    | 天川    | 高砂市と姫路市の境                                                         | 海に至る |
| 法華山谷川水系 | 法華山谷川 | 加古川市志方町畑字参會埜747番<br>地先地藏橋                                         | 海に至る |

## 2 縦覧場所

| 河川名                                                          | 縦覧場所          |                         |
|--------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------|
| 淡河川（神戸市内にかかるもの）、<br>高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、<br>新湊川、妙法寺川、福田川、山田<br>川 | 県土整備部土木局河川整備課 | 神戸県民局県土整備部神戸土木事務所       |
| 天川、法華山谷川                                                     |               | 東播磨県民局県土整備部加古川土木事<br>務所 |
| 淡河川（三木市内にかかるもの）、<br>志染川、万願寺川、下里川                             |               | 北播磨県民局県土整備部社土木事務所       |

## 兵庫県告示第63号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 景観形成地区の名称及び種別

新温泉町浜坂味原川周辺地区歴史的景観形成地区



- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
新温泉町小浜谷、港筋町、小井津町、下ノ町、蛙町、柱松町、奈良屋町、本町、門蛇町、寺町、清水町、新町、老松町、京口一丁目、裏町、坪ノ内、川井、白川、平松及び堂場の各一部並びに京口二丁目
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課、但馬県民局県土整備部まちづくり課、同部建築第2課及び美方郡新温泉町建設課
- 4 縦覧期間  
平成20年1月22日から同年2月4日まで

兵庫県告示第64号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
新温泉町浜坂味原川周辺地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課、但馬県民局県土整備部まちづくり課、同部建築第2課及び美方郡新温泉町建設課
- 3 縦覧期間  
平成20年1月22日から同年2月4日まで

兵庫県告示第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成20年1月22日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                    | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 第H19但豊位置<br>0007号 | 20. 1. 8         | 豊岡市下陰字池ノ上529番14の一部、529番20の一部 | 6.00         | 7.76         |

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成19年12月2日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 種 類       | 番 号       | 交 付 年 月 日 |
|-----------|-----------|-----------|
| 徴 税 吏 員 証 | 第 54190 号 | 平成18年4月1日 |

**喜瀬川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川喜瀬川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において公表する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

**瀬戸川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川瀬戸川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において公表する。

平成20年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

**教育委員会告示****兵庫県教育委員会告示第1号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の名称を平成19年4月1日から次のとおり変更した。

また、技能教育のための施設の連携措置に係る科目等を平成20年4月1日から次のとおり変更する。

平成20年1月22日

兵庫県教育委員会

委員長 永田 萌

- 1 変更前の技能教育のための施設の名称  
学校法人辻村学園 辻村学園服飾専門学校
- 2 変更後の技能教育のための施設の名称  
学校法人辻村学園 専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション
- 3 所在地  
神戸市中央区楠町5丁目1番22号
- 4 変更後の連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目  | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| 被服製作       | 被服製作                  |
| ファッションデザイン | ファッションデザイン            |
| 家庭情報処理     | 家庭情報処理                |

**労働委員会公告**

**審査の期間の目標及び審査の実施状況**

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成20年における審査の期間の目標及び平成19年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成20年1月22日

兵庫県労働委員会  
会長 滝澤 功治

**1 平成20年における審査の期間の目標**

当委員会は、平成20年における不当労働行為の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については、事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) その他の標準的な事件 1年3月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等の主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

**2 平成19年における審査の実施状況**

(1) 取扱事件数

| 区 分         | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 5件   | 4件   | 1件      |
| その他の標準的な事件  | 8件   | 3件   | 5件      |
| 特に複雑な事件     | 0件   | 0件   | 0件      |
| 計           | 13件  | 7件   | 6件      |

(2) 審査期間の目標の達成状況（平成19年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

| 終結区分        | 審 査 の 結 果 |      |               | 目 標 期 間 |
|-------------|-----------|------|---------------|---------|
|             | 最 長       | 最 短  | 平 均           |         |
| 命 令 ・ 決 定   | 199日      | 199日 | 199日          | —       |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 130日      | 28日  | 79日           | —       |
| 総 平 均       | —         | —    | 109日<br>(約4月) | 6月      |

イ その他の標準的な事件

| 終結区分        | 審 査 の 結 果 |      |                | 目 標 期 間 |
|-------------|-----------|------|----------------|---------|
|             | 最 長       | 最 短  | 平 均            |         |
| 命 令 ・ 決 定   | 646日      | 241日 | 444日           | —       |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 114日      | 114日 | 114日           | —       |
| 総 平 均       | —         | —    | 334日<br>(約11月) | 1年3月    |

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成19年中に終結した事件）

| 事件番号              | 終結区分     | 係属<br>日数 | 調査<br>回数 | 審問<br>回数 | 和解<br>回数 | 尋問<br>証人数   | 備 考 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|-----|
| 平成17年<br>(不)第6号事件 | 命令(一部救済) | 646日     | 5回       | 7回       | 0回       | 9人<br>(18人) | 標 準 |

|                    |           |      |    |    |    |            |      |
|--------------------|-----------|------|----|----|----|------------|------|
| 平成18年<br>(不)第3号事件  | 決定(却下)    | 241日 | 4回 | 1回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 標準   |
| 平成18年<br>(不)第4号事件  | 命令(棄却)    | 199日 | 3回 | 3回 | 0回 | 3人<br>(6人) | 団交拒否 |
| 平成19年<br>(不)第3号事件  | 取下げ(自主和解) | 78日  | 3回 | 0回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 団交拒否 |
| 平成19年<br>(不)第4号事件  | 取下げ(関与和解) | 130日 | 3回 | 0回 | 1回 | 0人<br>(0人) | 団交拒否 |
| 平成19年<br>(不)第7号事件  | 取下げ(自主和解) | 114日 | 2回 | 0回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 標準   |
| 平成19年<br>(不)第10号事件 | 取下げ(自主和解) | 28日  | 1回 | 0回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 団交拒否 |

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とはその他の標準的な事件を意味する。